

京都市告示第 238 号

京都芸術センター条例第3条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都  
芸術センターを休所します。

17年6月14日

京都市長 榎本 頼兼

休所日 平成17年7月14日(木), 15日(金), 16日(土)

(文化市民局文化部文化課)